

◎出席者(敬称略)

委員長：日詰 一幸(静岡大学教授)
副委員長：小出 禮節(富士市町内会連合会会長)
委員：齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)
松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)
望月 恵子(東部ブロック代表)
松野 俊一(南部ブロック代表)
西森 共二(西部ブロック代表)
加藤 崧(北西部ブロック代表)
佐久間 恵(一般公募委員)
今村 優子(一般公募委員)
※欠席：和久田 恵子(中部ブロック代表)
石川 計臣(北部ブロック代表)
明石 武彦(一般公募委員)

オブザーバー：加納 孝則(市民部長)

事務局：まちづくり課 4名

1 開会

2 市民憲章唱和

3 委員長挨拶

4 議事(進行：日詰委員長)

(1) 項目7：市の役割

⇒条文案の通り承認された。

(2) 項目8：まちづくり協議会の役割

⇒条文案の通り承認された。

(3) 項目9：まちづくり協議会と市の役割分担

⇒「自助・共助・公助」の解釈に違いがあるため、表現方法を事務局にて再検討し、次回提案する。

(4) 項目10：まちづくり協議会に対する市の支援

⇒「場の充実」の具体的な支援の範囲について、再度事務局にて検討し、次回報告する。

(5) 項目11：まちづくり協議会の活動拠点

⇒条文案の通り承認された。

5 その他、連絡事項(事務局から連絡)

- ・次回以降のスケジュール確認
- ・きらり交流会議きらりパワーアップ部会より、「まちづくり活動推進条例(案)」が提出されたことを報告し、委員全員に参考資料として配布した。

6 閉会

【議事録詳細】

(1) 項目7：市の役割

(委員長)

前回の会議では、項目7の「市の役割」と、項目8の「まちづくり協議会の役割」について、一部積み残した部分があったかと思えます。まず、項目7について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

議事録にもありましたが、今回は施策と支援の中味や、項の順番についてご意見があったかと思えます。これについて、事務局から説明があったとおり、施策というのは、地域の力こぶ増進計画のような市全体のコミュニティ施策を指し、支援というのは、これに基づく個々の取組を指すということです。この辺りはいかがでしょうか。

(A委員)

私はこれで良いと思えます。施策というと何か限定された中での支援のように感じましたが、今の説明を聞いてかえってこの表現の方が良いと感じました。

(委員長)

他にいかがでしょうか。他にご意見が無いようでしたら、この原案で進めたいと思えます。

(全員)

異議なし。

(委員長)

それでは、項目7につきましては、原案のとおりとさせていただきます。

(2) 項目8：まちづくり協議会の役割

(委員長)

続いて、項目8の「まちづくり協議会の役割」になります。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

まちづくり協議会の役割について、事務局より説明がありました。こちらにつきまして、何かご意見はございますか。

(副委員長)

事務局も随分頭をひねった様子が伺えます。第5項については、前回の議論にもあった通り、連携というのはなかなか難しい現状にあります。そういう中で、将来的には必要になってくる要素でもありますし、実際、人材育成という名目で、ブロックごとの研修会であるとか、意見交換会といったものも行われています。そういったものも含めていくのならば、将来的には幅広い意味での連携も広がっていくのかなと感じました。

(委員長)

ありがとうございます。将来的に色々な団体、組織との連携が行われることによって、まちづくり協議会の活動の水準が高まることもあるでしょうし、地域的な課題の解決に向けて色々な取組が成されていくことにもなると思えます。そういったことをこの5項では規定しているかと思えます。

また4項では、こちらも欠くことができない人材育成について書かれています。よろしいでしょうか。それでは、この条文案で進めていきたいと思えます。

(3) 項目9：まちづくり協議会と市の役割分担

(委員長)

続いて、項目9の「まちづくり協議会と市の役割分担」になります。ここからが新しい検討項目になります。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

それでは、項目9について、非常にシンプルな条文案になっていますけれど、皆さまのご意見を伺いたいと思います。基本的には、松山市の条例を参考にしていると思われます。

「自助・共助・公助」といった内容については、どこかに必ず規定した方が良いと思います。例えば逐条解説の中に、「自助・共助・公助」とはそれぞれどういうことなのか、具体的に示していく必要があると思います。いかがでしょうか。

(A委員)

こういう場合は、「協働」という言葉は使わないのでしょうか。

(委員長)

市とまちづくり協議会が連携して、地域の課題解決に取り組んでいくということかと思います。「自助・共助・公助の原則」というのは、「自助」は、「自分たちでできることは自分たちで解決しましょう。」ということ、「共助」は、「自分たちでできないところは、色んな所と連携して解決しましょう。」、そして、「それでもできない部分を公共的な機関の助けを借りましょう。」ということです。基本的には、「補完性の原則」と類似した概念かと思います。

(委員長)

まちづくり協議会と市との関係をいう時に、「共助」というのはどういったイメージをされていますか。例えば、嬉野市の例などは、大変わかりやすく書いています。

「自助」は、まちづくり協議会の中で出来ることはやっていきたいと思います。「公助」は、行政と関係性を持つということだと思います。そこで、「共助」と言った時に、まちづくり協議会と市との関係性にはどういったものがあるのでしょうか。

(事務局)

事務局の中の議論では、まず、まちづくり協議会は市民等で構成された組織であるため、構成する市民一人一人の「自助」がベースにあり、まちづくり協議会そのものが、地域の課題を解決していく主体となり、それを「共助」とし、まちづくり協議会の活動をサポートしていくのが市、すなわち「公助」であると考えました。日詰先生の言われた、「補完性の原理」に近いイメージかと思います。

(委員長)

「共助」という言葉は、個人レベルの話と、地縁組織との関係性の中で使われることが多いかと思います。それが、例えば、まちづくり協議会と市との関係性に置き換えた時にすんなりとイメージできないように感じます。

むしろ先ほど、A委員が仰ったように、まちづくり協議会と市とが連携しながら、地域の課題解決を推進していくとか、進めるとか、促していくなどといったような表現の方が分かりやすいように感じました。

「連携」という言葉を使った時には、ある程度一定程度の対等な関係性になるわけですので、一方的に依存するという事にはならないと思います。まちづくり協議会が行政に寄りかかるわけではなく、自分たちで出来ることは進めていき、出来ないことを行政と連携していく、このようなイメージがあります。イメージ的には、豊中市の4号の所のイメージに近いかと思います。

富士市には既に、市民活動推進条例がありますので、こういった条文の中に「協働」という言葉を使いたい

所もあるかもしれません。そこの住み分けをしなければならないわけです。

(事務局)

補足的な説明になりますが、あえてここで「協働」という言葉を使わなかった理由といたしましては、項目2の「条例の目的」の条文の表現があります。ここでは、「市との協働のまちづくりを推進すること」ということを謳わせていただいております。このため、あえてここでは、「協働」という表現は使用せず、関係性だけを書かせていただきました。

(A委員)

協働以外の言葉として、「協調」などと言った言葉は使えないでしょうか。「自助・共助・公助」というと、受け手によって都合の良いように解釈されかねません。

(委員長)

ここでは、「自助・共助・公助」という言葉を使うことで混乱を起こさないようにする必要があるかと思えます。

(副委員長)

ある程度、その意味を分かっている人が見れば理解できるかと思いますが、そうでない人を見た時に、まちづくり協議会の役割を分担と言った時に何をやるのかなと理解しづらいと思います。まちづくり協議会がやるもの、協働でやるもの、行政がやるもの、その辺りの関係性が分かりやすくなればいいと思います。

(E委員)

単純にして、明快というのならこれで良いと思いますが、「自助・共助・公助」の6文字で示しきれぬものではないでしょうか。

(F委員)

まちづくり協議会の「共助」というと、どの範囲を持って「共助」なのかという疑問が生じるかと思えます。むしろ、私は、「自助」の中に「共助」も含まれるようなイメージを持っています。「自分たちのことは自分たちでやろうよ。」という考え方に含めてしまった方が易しいと思います。

言葉を変えるなら、「共助」の世界はコラボレーションですよね。まちづくり協議会の運営している立場からすると、まちづくり協議会の中での「共助」というのはあまり考えられないです。

(委員長)

今、F委員が仰ったお話で言いますと、例えば地区の課題は単一のまちづくり協議会が課題解決にあたるわけですが、そこでは解決できないような課題については、他地区のまちづくり協議会と連携するといったことかと思えます。そして、そこで解決できない部分については、市の色々な資源を使うというイメージかと思えます。こういったものが分かりやすく表現されていけば良いかと思えます。

(副委員長)

私たちが、考える「自助・共助・公助」というのは、まちづくり協議会が単独で行うものが「自助」であり、市と連携して行うのが「共助」、市が単独で行うものが「公助」として捉えています。

(委員長)

そうなのですね。やはり捉え方は様々なようです。

(F委員)

「共助」というのは、色々なところで使われているわけです。防災の分野で主に使われていますが、「自分が助かったら、隣近所を助けよう。」、これを「共助」と定義しているわけです。

ここで安易に「自助・共助・公助」を使うと、混同してしまいそうです。むしろ、まちづくり協議会には、地区内の団体がすべて入っているわけですから、これらの人と一緒になって「自助」を進めていくということだと思えます。

今は、それぞれの地区の実態に合った形でスタートしているわけですが、今は他の地区の知恵を借りようとい

う段階にありません。ここでは将来のことも含めて書いているわけですが、今一イメージがわきません。

(委員長)

富士市の皆さんが、まちづくり協議会をベースに置いた時の「自助・共助・公助」の捉え方を今初めて知りました。F委員も仰いましたが、共助というと完全にコラボレーションのことを言うのですね。他からみると、その捉え方は違うのです。そういった差異をどのように表現していくのかということになります。

(副委員長)

よく行政は市民と一緒にって取り組むことを「協働」という言葉で示しますが、これを指して「共助」と言っているのだと思いました。

(委員長)

コミュニティの活動をしている皆さんが「共助」と言った時にイメージできれば良いのですが、少なくとも私はうまくイメージができません。

(A委員)

私たちは防災訓練を行っていますので、「共助」というと、防災的な観点で考えてしまいます。私たちの地区では、災害が起こった際に、近くの事業所の自家発電を使って地下水を汲み上げる「協定」を結んでいます。こういったものも共助に入るかと思います。

(委員長)

松山市はこういった表現を使っていますが、逐条解説はありますか。

(事務局)

逐条解説はありません。

(委員長)

副委員長が仰った表現で皆様の合意が得られるのであれば、それはそれでよろしいかと思います。

(F委員)

私の地区では、企業を巻き込んでいます。こういったことも「共助」に含まれるのでしょうか。

(副委員長)

それは「自助」の範疇だと思います。

(F委員)

企業とのコラボレーションなのです。一つの事業を企業との「協働」で行っているわけです。

(委員長)

私の捉え方では、それは「共助」なのですが、副委員長の捉え方では「自助」となるわけです。例えば、前回、住民自治の話になった時も、富士市において住民自治は町内会だという一つの了解を得ました。一方で、まちづくり協議会で営まれる様々な活動は住民自治とは呼ばないということでした。ですので、その地域ごとの慣習に基づく概念というのはあるわけです。

(副委員長)

例えば、「自助・共助・公助」を考えるとときに、左の軸に「自助」があり、右の軸に「公助」があるとして、真ん中の「共助」の部分は、両側以外から来るものも「共助」と呼ぶのかという疑問です。まちづくり協議会が地域のことを行う時に、地域の企業と連携することは、まちづくり協議会の「自助」という考え方です。

(A委員)

私たちは、まちづくり協議会の外からの援助は「共助」と捉えています。捉え方は様々ですね。

(副委員長)

そうすると、まちづくり協議会自体の活動が「共助」になりますよね。

(委員長)

「自助」の単位をどこまでにするのかということかと思いますが、まちづくり協議会単体を「自助」とするのか、

まちづくり協議会の外にいる団体との連携を含めて「自助」とするのか、あるいは「共助」とするのか、という辺りで捉え方に差があるようです。

(副委員長)

例えば、体育祭で言うと、開催資金として寄付を募るわけですが、これはすべて「共助」ということなのか。

(A委員)

私たちの地区では「共助」と捉えます。

(副委員長)

自分たちの自主的な活動のための資金集めですから「自助」だと思います。

(A委員)

やはり捉え方が違いますね。

(副委員長)

まちづくり協議会ができる前は、まちづくり推進会議があったわけですが、ここでは、「自分たちでできること」、「行政にやってもらうこと」、「行政と一緒にやってやること」という3つの考え方で来ていたはずですが。これから行くと、「自助・共助・公助」というのは自ずとわかっていくことだと思います。行政の援助を受けずに、自分たちがやることは、企業の援助を受けることも含めて「自助」になると思います。あくまでも行政と住民の自主性をどうするかという話で、双方が協力してやることが「協働」という言葉だと思います。

(A委員)

「公助」についても捉え方が違うようですね。「公助」は行政だけではないと考えていました。

(B委員)

まちづくり協議会と市との役割分担ですので、それぞれやっていることが「自助」であり、両方が連携協力してやるのが「共助」ですよね。解釈がそれぞれの地区で違うのですね。

(委員長)

単純に「共助」と言い切った時に、すでに解釈が異なってきているのが実態です。ここをどう調整するのが課題かと思います。

まちづくり協議会と市がどのような役割分担の形が良いのかという話になります。「自助・共助・公助」という考え方があり、「補完性の原理」といった考え方があるわけです。要するに、出来ないところを補完しあえるというものです。

(副委員長)

市の総合計画にもある、それぞれの地区の目指すべき将来像に関する部分は、この考え方に基づいていますよね。自分たちができること、行政と一緒にやること、行政に要望すること、こういう考え方でできていると思います。

(A委員)

「自助」はあくまでまちづくり協議会であり、まちづくり協議会でできないことを、「共助」とか「公助」ということで、市との連携や市に頼るといふ、補い合う関係をうまく表現できれば良いと思います。

(委員長)

そうすると、F委員のご意見とは少し異なりますよね。

(F委員)

少し違和感を覚えます。

(委員長)

富士市の中でもこのことについては、明確な一致点が無いわけです。副委員長の地区では、先ほど仰ったような見解で捉えられているわけです。

(副委員長)

本来、行政が統一的な見解を持っているべきではないですか。総合計画の策定の過程では、地区の意見は先ほど言ったような形で取りまとめているはずですよ。

(委員長)

でも、それは「共助」とは謳ってないと思いますよ。

(副委員長)

自分たちがやることを「自助」、行政がやることを「公助」、それと「協働」という形です。

(委員長)

しかしながら、「協働」のことを「共助」とは言っていないですよ。

(副委員長)

いや、イコールだと思います。「自助・共助・公助」の3つの考え方においては、「協働」が真ん中に来るはずですよ。ここには、企業等は入って来ていませんから。役割を分担するときに、「これは企業とやりなさい。」と誰が決めるのでしょうか。

(委員長)

行政とまちづくり協議会の2者の関係となるとそうなります。しかし、もう少し広い意味で捉えれば、当然企業もあれば、行政もあれば、市民活動団体や市民も入ってくるわけです。

(副委員長)

それは、「自助」の中で収まるものです。地域の中の企業や、色んな団体とのコラボレーションは、「自助」の範囲で行われるものです。

(委員長)

それは「協働」ですよ。一般的に「協働」を定義するときには、活動の領域が違うもの同士が結び合うことをいいます。

(副委員長)

この条例案の検討を進めてきた中で、地区の中のすべての人々や会社等の法人はすべてメンバーだと言っているわけです。それらを「協働」と呼べるのでしょうか。

(委員長)

同じ枠の中に収まるから、「自助」というわけですね。

(副委員長)

すべてはまちづくり協議会という大きな組織の一員だという考え方ですよ。そのように規定していますよね。

(F委員)

現実にはそうでない所もあります。企業は地区の市民では無いわけです。会費を貰っているわけでもないです。ですので、まったく別の組織団体として捉えています。事業等を行う時には、寄付金なども頂くわけです。まちづくり協議会の枠を超えた連携、コラボレーションと捉えているわけです。

(副委員長)

それは、今までの考え方でしょう。条例案の「用語の定義」の所で、すべて入ることにしたはずですよ。

(委員長)

確かに「市民等」という表現で示しています。しかしながら、まちづくり協議会の構成というのは、地区によって違いがあるはずですよ。加藤委員の地区は、まちづくり協議会の中に企業は入らないわけです。副委員長の地区は入るということですね。

(副委員長)

すべてまちづくり協議会のもとに協力を仰ぐということです。

(A委員)

私の地区では、今までは26団体でしたが、まちづくり協議会を設立するにあたり、介護施設や私立幼稚園等も入り、36団体が入っているわけです。この中で行われる協力は「自助」になるわけですね。まちづくり協議会以外の団体の協力を得た場合には、私の地区では「共助」と考えます。

(委員長)

一般的にコラボレーションと言う時には、経済活動の主体をベースにして考えるので、第一セクターは行政、第二セクターは企業、第三セクターは市民活動団体として捉えるわけです。それぞれ全く別の経済活動を行う団体が連携しあうことをコラボレーションと言い、日本語では「協働」と言うわけです。今まで企業が連携の枠組みの中にどう入ってくるかという所が難しかったわけで、わかりやすく行政と市民の間の関係を考えていこうということで「協働」と言う仕組みが出来上がってきたわけです。ただ広くコラボレーションというものを考えた時に、F委員が仰るように企業との関係性は必ず出てくるわけです。

富士市の総合計画の中で、企業の位置づけがどうなっているかはわかりかねますが、その位置づけによって副委員長の仰ることと、F委員が仰っていることはひょっとしたら似ているのかもしれませんが。

また、行政と企業とのコラボレーションもあるわけです。袋井市の方では、大手スーパーが防災関連で非常時に自社の商品を提供するとか、ヘリコプターでバルーンシェルターを持ってくるとか、そういった協定を結んでいるわけです。これはまさに、行政と企業との連携になるわけです。

(F委員)

地域の力こぶ増進計画には、NPO法人、その他団体、事業所との連携を視野に入れて取り組んでいこう、これを「協働」と示していたと思います。

(副委員長)

委員長が仰った袋井市の例まで視野に入れるとなると、かなり細かく規定していく必要があると思います。

(F委員)

私の地区では、間もなく地元の飲料水メーカーと防災協定を結び、有事に無償で飲料水を提供してもらえることとなります。これはまさしく「共助」ですね。

(委員長)

それは、副委員長の捉え方では、「自助」となるわけです。

(副委員長)

そういったことは、町内会でもコンビニと協定を結んだりして実際に行っているわけです。

(委員長)

富士市においては、「共助」と言うものを、市とまちづくり協議会との連携のもとに行う枠組みと言う捉え方にしてしまえば、それはそれで良いかと思います。

(F委員)

そういう意味では、企業を巻き込んだPRも必要かと思います。企業側の意識もそこまで行っていない現状があります。祭り等のイベントの際に、地元企業に寄付を仰ぎに行くわけですが、まちづくり協議会だけでなく、22構成団体がそれぞれ個別に企業に寄付を仰ぐような形にもなるわけです。企業側からは、まちづくり協議会が設立されたのだから、一本化してほしいとのご意見もいただいています。また、企業の中には、「いつまちづくり協議会の仲間に入れてくれるのですか」、といった声も上がっているわけです。

(副委員長)

もう少しはっきりしたいのは、「共助の原則」というのはどういったことなのかという所です。自分たちで解決できないものを行政と一緒に取組むことを「共助」とすれば、わかりやすいわけです。企業と連携するのが「共助」なのか、NPOと連携するのが「共助」なのか、「共助」の範囲は無限に広がり、そうなる、原則とは言えないわけです。まちづくり協議会と、市とがお互いに足りないことを補い合うということにすれば、非常にわかりやすいわけです。

(委員長)

事務局のイメージとしてはどのようなものなのか、もう一度説明いただけますか。実際にまちづくり協議会を中心に動いている中で、「自助・共助・公助」の捉え方と、条文を作っていくときの「自助・共助・公助の原則」と言った所がミスマッチであるなら問題だと思います。

(事務局)

「自助・共助・公助」について、委員の皆さまの捉え方が様々であることを理解いたしました。ここでは、一般的な概念としての「自助・共助・公助」の考え方を示したかったわけです。身近の地域課題というのは、「お互いの役割分担に基づいて解決していきましょう。」ということで、個人で出来ることは個人で解決し、地域で出来ることは地域で解決し、それでも解決できない部分は行政が担うといったような3段階の仕組みが、まちづくり協議会と市の関係性でも必要であり、これは一般的な概念ではないかと考え、条文案に書かせていただきました。しかしながら、皆さまの捉え方も様々でございますので、一度持ち帰らせていただき再提案させていただければと考えております。

(F委員)

もう一つ言わせていただくと、「共助」と聞いて頭に浮かぶのは防災上の観点です。大災害が起こった時には公助などあり得ないわけで、そうなった時に自分たちで火事の火を消そうというのが、現状、一般の人たちが捉える「共助」だと思います。副委員長が仰ったように、自分たちが困った時に行政が手を差し伸べてくれることを「共助」と呼ぶのなら、それはそうなのかもしれないですが。

(C委員)

今までのお話を聞いていると、皆さんの地区では企業との連携が出来ているということで大変羨ましく感じました。私の地区ではそういった動きはありませんし、イベントを行う時も寄付をいただいたりしていません。

(B委員)

私の地区では、逆に企業が「入れて欲しい。」と言ってきていて、町内会に入っています。あまりあちこちの団体から寄付を求められるよりは、一員として参加した方が良いという考え方でしょね。

(F委員)

最近では、企業側も社会貢献の意識をかなり持ってきていますよね。

(委員長)

それでは、これまでの議論を事務局の方で整理して、もう一度どういった表現がいいのか考えてください。まちづくり協議会はまちづくり協議会としてやれることをやり、出来ない部分について「共助」と呼ぶかどうかという所だと思います。その場合にどの程度まで行政が関われるのかといった辺りも整理が必要です。

(E委員)

事務局としては、一般論の言葉としての「自助・共助・公助」で、まちづくり協議会と市の役割分担を示したかったわけですね。この言葉の内容的なものについては、今、細かな議論がありましたが、それよりもここでは一般論として表現したかったわけですね。

(事務局)

仰る通りです。一般論としての言葉として使わせていただきました。それぞれの立場でやれることをやっていく、そういった仕組みを「自助・共助・公助の原則」と言う言葉で表現させていただいた所です。

(E委員)

言葉としては、三原則揃った立派なものです。しかしながら、内容についてはこれまでの議論のとおり、地区それぞれということですね。

(委員長)

一般論で言うと、何となく理解できそうですが、具体的にとなるとイメージが湧きづらいようです。

(E委員)

「自助・共助・公助」が一番使いやすい言葉ですよ。世間的には認められる言葉です。

(委員長)

そういう幅を持たせた表現で良いかどうかという所ですね。

(E委員)

例えば、豊中市の例のような文章を具体的に示していくということですね。

(委員長)

こちらにつきましては、事務局の方で再検討いただくということをお願いします。

(4) 項目10：まちづくり協議会に対する市の支援

(委員長)

続いて、項目10の「まちづくり協議会に対する市の支援」になります。ここでは項目7に関連する具体的な支援策について書かれているかと思えます。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

まちづくり協議会に対する市の支援策の中身となります。いかがでしょうか。

(G委員)

2号の人材育成の支援について、市が行う支援と言うのは、具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。

(委員長)

人材育成の支援として、具体的にどのようなメニューが想定されるかということですね。

(事務局)

こちらは支援策となりますので、まちづくり協議会が主催する人材育成講座であるとか、講演会といったものがあるかと思われそうですが、こういったまちづくり協議会が行う人材育成の取組を支援していくというものです。

市が直接行う人材育成もあるかと思えますが、そちらは市全体の施策に位置づけられるものかと思えますので、ここではあくまで地区主体の人材育成に対する支援を行っていくということで示しております。

(A委員)

人材育成は非常に難しい問題です。地域の人たちにいかにまちづくり協議会に参加してもらうか、ということに頭を悩ませています。市は講演会をやるだけで人材育成だというのはあまりにも軽薄すぎるのではないかと思います。その前段階でいかにまちづくり協議会に参加させるかという視点が、施策でも必要でしょうし、講座を開催するだけで解決するという考え方は甘いと思います。

(G委員)

地区のまちづくり活動の担い手を各地区で育てるというのは、各地区に合った形で良いのかもしれませんが、いつまでも同じような方々が出てくるのではないかと考えます。反対に、地区での育成を支援するというよりは、市として先進的な考え方を持った人を育成するとか、全体的な視点を持った人を育成するなどの取組が必要ではないでしょうか。

(事務局)

補足させていただきます。市が主催する人材育成というのは、施策に基づき当然行っていきます。地域の力こぶ増進計画においても、「ひとづくり」の部分において、市が行う人材育成と地域の皆さんに行っていただきたい人材育成について示しております。こうした中で、市の取組としては、昨年度まで3年間に渡り、地区人材育成事業を展開し、今年度は視点を変えて、若い世代に向けた全市的な人材育成講座を開催する予定であります。こういった様々な人材育成の取組は、施策に基づく市の取組として、今後も引き続き行っていくわけです。

ここでは、まちづくり協議会に対する市の直接的な支援ということで、まちづくり協議会が主催する様々な人

材育成の取組に対し、市も支援していくということを明記させていただきました。

(B委員)

「ひとつづくり」というと、私も様々な形で長年携わってきました。そうした中で、市は様々な分野で担い手を作っていかなければならないということで、大きな柱として取り組み始めているわけです。例えば、社会教育の分野で言えば、地域で活躍する人材を育てようとか、まちづくりセンター単位や、市全体の取組等、年間を通じてかなりの数で開催されている様々な分野の講座や研修のほとんどが、「ひとつづくり」を目的に行われているわけです。しかしながら、今まではそこで育った人材が大きな力となっていないことが課題でした。

また、公民館からまちづくりセンターに移行されるときに、社会教育の立場から、新しい公共の視点を入れて地域づくりを進めるべきだという提言をしたこともありました。また、まちづくりセンターの様々な講座を受講した大勢の受講生たちが、講座が終われば解散してしまうというのではなく、地域づくりへの参加という次のステップに進めるような仕掛けを作っていくべきだとも提言しました。これは、最初の2年間ぐらいは機能していたように思いましたが、長続きしていないのが現状です。

現状様々な部署で、地域づくり、ひとつづくりに関わる講座が実施されているわけですが、こうした講座に参加した人たちがつながることができれば、大きな力になると思うのです。今はそれぞれの取組がバラバラに行われているように感じます。もちろん受講した人々の、個々人の力のレベルアップに繋げていくことは良いことだと思います。しかしながら、そのレベルアップした力を地域づくりに活かされていないことが問題です。

社会教育の分野でも講座を企画したり、特技を持った人たちの人材リストを作ったり、様々な取組を進めていますが、その次のステップとして実際に地域で活動していくための視点が欠けているように感じます。

ここで示している、「地区まちづくり活動の担い手づくりのための人材育成の支援」については、実際にどのような取組が効果的なのか、という手法論にもなってくると思います。私も長年市民活動に携わってきましたが、この課題については今まで実現したことがないです。皆さんの英知の中で、どうやったら次のステップを進めるかという事を考えていかなければならないと思います。

(F委員)

これは本当に大変で難しいプロセスですよ。まちづくり協議会というのは、まだスタートしたばかりで、例えるなら寄り合い世帯です。役員は参画団体からの充て職で、こういった人たちの意識をいかにまちづくり協議会に向けていくかが課題であり、まちづくり行動計画の中にもそのことを記載しています。こういった所に取り組んでいかないと、真のひとつづくりには繋がっていかないとと思います。

また、持続可能なまちづくりを目指すには、未来永劫つながっていくひとつづくりが必要なわけで、年代を追ってひとつづくりを進めていくことも大事と捉えています。しかし、こういったことは非常に難しいことだと感じています。

(副委員長)

ただ研修をやれば良いという、既存の方法を進めるだけでは無理があります。昔は、青年団をはじめ、幼児クラブ、子供会といった組織が活発でした。今、一番効果が出ているのは、ジュニアリーダーを育てる取組です。ジュニアリーダーの活動は生涯学習推進会に受け入れられ、その後、ジュニアリーダーOBが生涯学習推進会の中心的な役割を担うようになるという、子どもから青年までの育成体系ができています。こういった取組がもう少し幅を持たせるようにするとか、あるいは、別の面での育成を目的とした組織をつくるといったことも1つの手かもしれません。また、スポーツ推進員は、比較的若い世代が多く、地域活動に対する意識も高いように感じます。そうした意味で、様々な団体で人材は育っているわけで、こうした人材をいかに系統立ててまとめていくかが、これからの課題かと思っています。

(B委員)

極端な表現かもしれませんが、一緒になって汗を流してくれる人を地域は受け入れます。そういった人が地域の人たちから色々な事を教わって、素晴らしいリーダーになっていく様子を目の当たりにしています。理念は大

切なのはわかりますが、実際に地域で活動する人たちを育て上げることの方が一番大事と考えます。

(F 委員)

そういった人もいないではないですが、まちづくり協議会の今の体制を見たときに、副会長はそれぞれの団体の長です。一緒にまちづくり協議会の事業の企画や計画を検討していこう、という時にどうしても他人事を感じてしまいます。自分の団体のことだけをやればいいのに、なぜまちづくり協議会のことまでやるのか、という発想にあるケースが間々あるわけです。ですので、その辺の意識をまちづくり協議会に向けていくプロセスが非常に難しいと感じているわけです。まず、そこに手を加えていかないと、担い手づくりも儘ならないと思っています。これは事務局の言う講演会や研修などでは解決できるものではありません。

(委員長)

各まちづくり協議会において、担い手を育成するプログラムを行っているかと思います。こういう時に、市からどのような支援があれば良いのかというのが、佐久間委員の御意見にもつながるかと思いますが、いかがでしょうか。

(A 委員)

PTA の役員や子ども会の役員には非常に良い人材がいるわけで、こうした人達に生涯学習推進会に参加して欲しいと考えるわけですが、やはり仕事があり、家庭がある中で、自分達の子どもがいるからという理由で無理をして時間を作っているのが現状です。そうした人たちがその役割を終えたときに、地域活動に入ってもらえるかという非常に難しいわけです。こういった辺りが問題だとは捉えています、何か具体的に行政に支援して欲しいかと言われると、具体的にすぐには思い浮かばないのが現状です。

(F 委員)

プロセスを作ることの方が、まず先行すべきことと考えています。子ども会で言えば、親が役員をやりたくないから子どもを子ども会に入れられないという事例が実際にあるわけです。親のエゴで子どもがコミュニティに入れない状況もあり、ひとつづくりどころの話ではない現状もあります。どこでも起きていることではないでしょうか。

(委員長)

確認しますが、条例に入れることに意味は無いという事ではないですよ。具体的な所のイメージが湧かないと言うわけですよ。地域の力こぶ増進計画の「ひとつづくり」の部分では、まちづくりセンターの職員がノウハウを積極的に提供して支援すると書かれていて、職員がまちづくり協議会の皆様と一緒に取り組んでいくということも支援の1つのあり方として考えられるのではないかと思います。まちづくり協議会の立場からすると、まちづくりセンターの職員をうまく活用できるかという視点になるかと思います。

(F 委員)

それで、未来永劫と持続可能なまちづくりが進んでいくのかというと、私は疑問に感じています。やはり、「地域の皆さんにお任せします。」となった時に、どうしようとなってしまいかねないので、市の職員にお願いすることと、地域がやるべきことをしっかり分けていく必要もあろうかと思っています。

(E 委員)

現実には、まちづくり協議会という組織には会長1人いるだけです。まちづくり協議会の会計はまちづくりセンターの職員を頼っています。副会長は、生涯学習推進会の会長と、福祉推進会の会長、区長会の会長の3人です。こういった体制でまちづくり協議会として何ができるのでしょうか。確かに熱意を持った良い人材が集まったときには、すべてのことが非常にうまく回ります。しかし、人が変わっていった時には、元気を失うこともあるわけで、そういったことを恐れています。人材というのは、地域の中で努力して、自分達が探していかなければならないのが現実です。世代交代も視野に入れていますが、次の世代の人たちが付いてきてくれるのが懸念点であり、私達もことあるごとに人材を探しています。

(G 委員)

人材を探さなければならないというよりは、参加したくなるような仕掛けも必要ではないでしょうか。多様な

人たちが入っていきやすい組織作りが大事と考えます。

(E委員)

確かに言葉にすれば綺麗ですが、実際に現場で活動する人にとっては大変な苦労があるわけです。

(G委員)

大変かもしれませんが、誰もが参加しやすい仕組みを作れば、どんどん役員交替もできて、きっと地区の発展にも繋がっていくと思います。将来大変にならないようにするための取組が地域の力こぶ増進計画であり、今検討しているまちづくり推進条例だと思います。

(委員長)

人材育成というのは、まちづくり協議会の持続可能性を考えるときに一番のポイントになるわけです。それから、組織運営のあり方は「自助」になり、各まちづくり協議会に委ねられるわけですが、その部分で今ある資源をうまく活用していただければ良いと思います。細かな部分については、この条例では謳いきれませんが、文言の規定としてはこれで良いと思います。

(E委員)

まちづくり協議会に対する市の支援ということであれば、ここに書かれた4項目でよろしいと思います。

(委員長)

ここに示された4項目については、地域の力こぶ増進計画においても議論され、その内容が反映された形になっているわけです。他に追加すべき支援策がありますでしょうか。

(副委員長)

質問になりますが、4項の「地区まちづくり活動の拠点となる場の充実」とは具体的には何を指すのでしょうか。豊中市の例を見ると、職員の配置や、市の組織内の連携と言ったことが具体的に書かれています。

(事務局)

これにつきましては、地域の力こぶ増進計画において、「活動の場の充実」という項目がありまして、ここでは施設整備と人的支援という二つの視点から場の充実に図っていると書かれています。条文の中に、「まちづくりセンターに職員を置く」とか「まちづくりセンターの施設整備を行う」と具体的に書いてしまうと、他の条文とのバランスを考えたときに、少し具体的過ぎるのではないかと考え、ここではもう少し幅を持たせて「地区まちづくり活動の拠点となる場の充実」という表現を使わせていただきました。

(委員長)

おそらく「場の充実」といった時に、具体的にどんなことに取り組むのかイメージできないというのが、副委員長の御意見だと思います。もうちょっと書き加えるか、別途規定するとか、逐条解説で具体的に書き込むことが必要ではないかと思っています。

(G委員)

次の項目11の資料を見ると、「まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。」となっていますので、ここではまちづくりセンターの充実ということですね。

(委員長)

そういうつながりになりますね。そのまちづくりセンターの充実の中身の部分をより具体的に書いたほうが良いとの御意見です。

(A委員)

我々は学校とかの施設も利用するわけで、必ずしもまちづくりセンターのことを指すわけではないですね。

(委員長)

今の御意見について事務局の見解を聞かせてください。地区まちづくり活動の拠点はどこを指しますか。

(事務局)

「地区まちづくり活動」の拠点という表現は、まちづくりセンターを捉えています。まちづくり協議会の事務

局もまちづくりセンターに置いている現状もありますので、拠点はまちづくりセンターということで考えております。

(副委員長)

そうすると、まちづくりセンターそのもの、いわゆるハコモノも入るということですね。まちづくりセンターがスペース的にも足りない、施設の的にも不足しているという時に、この場の充実に基づいて整備してくれるのですか。

(A委員)

今市の財政計画の中でも、あと3、4年はまちづくりセンターの改築の計画があるようですが、その後は白紙のようです。これから財政的に厳しい時代を迎える中で、少し考えなければならないと思います。

(委員長)

そうですね。公共施設の老朽化が現実問題となってきたら、こういったものの維持補修管理というものを積みあげていくと大変な金額になると思います。ここで、「場の充実」と書かれているからと言って、地区の要望どおりに施設の整備ができるのかという事かと思えます。条例において、このように書かれると市の責務として負うことにもなります。

(E委員)

実は昨晚、私の地区において、平成28年度からスタートする幼保一体に関する説明会がありました。それによると、統合後の建物については解体し、土地は売却する方向であることを伝えられました。売却資金を新施設の資金にしていく想定をしているそうです。

また、町営住宅であった土地も全部売却の方向で考えているようで、平成28年度と29年度の2カ年をかけて売っていくようです。なんで私の地区だけと思わざるを得ない状況です。どんどん売却を行って、新しい施設に資金をつぎ込まなくてはいけないほど、財政は逼迫しているのでしょうか。全国から見ると、富士市はそこまで厳しい状況ではないはずです。それでも現状は、地区住民の声も聞かずに売却を決め、粛々と進めているわけです。そういう現実がある中で、ここにこのように記載してもいいのですか。

(委員長)

ここでそこまで言い切ってしまうといいのか、ということですね。

(副委員長)

他の市の例を見ても、組織の充実があっても、施設の充実については謳っていないと思います。

(A委員)

確かに10年、20年先のことを考えると、少子化が更に進み、小学校が統合されることも予想されるわけです。先日、福井市に視察に行ってきましたが、昨年度2地区で学校が統合されたと言っていました。

(委員長)

ただ、そのような状況になったとしても、拠点自体は無くならないですよ。

(A委員)

確かに、二つの施設をつぶして、中間点に新たな施設を作って拠点とすることも考えられるかもしれません。

(委員長)

いずれにしても、この項目についてはすべて財政に関わることが謳われているわけですが、とりわけ4号においては、ハコモノへの対応というのが難しいところになってくると思います。

(副委員長)

ですので、施設としてのまちづくりセンターはここから外した方が良いと思います。先日D委員の地区で落成式がありましたが、今一番新しいまちづくりセンターと古いまちづくりセンターでは雲泥の差があるわけです。「同じように充実してください」と言われたら対応できないと思います。

(委員長)

市が自分で自分の首を締めることになりかねないということですね。ハコモノの話はどうしてもお金がかかりますからね。

(G委員)

ですが、委員としては、ここの表現は残してもらった方が良いのではないですか。

(委員長)

もちろん、そういうことだと思います。ただ、それに対して、逆に委員の皆様が心配されているわけです。

(副委員長)

市が言いたいのは、職員の配置や、活動しやすい形にするということですよ。あまり広く解釈されないようにしたほうが良いと思います。

(委員長)

検討会議としては、この項目にこの表現が入ることは大事なことだと思いますので、削る必要はないと思います。しかし、場の充実の範囲がどこまでなのかを市の中できちんと決めておいたほうが良いという御意見です。

それでは、支援の内容的にはこの4項目でよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(5) 項目11：まちづくり協議会の活動拠点

(委員長)

それでは本日最後の検討項目になります。項目11の「まちづくり協議会の活動拠点」になります。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

これについていかがでしょうか。

(A委員)

これで良いと思いますよ。これが「まちづくり協議会の会長宅に置く」などと言われても困ると思います。

(委員長)

皆さま、これでよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし

(委員長)

ありがとうございました。取りあえず、今日の検討項目はすべて終了しましたが、項目9の「まちづくり協議会と市の役割分担」の「自助・共助・公助」の表現と、項目10の「まちづくり協議会に対する市の支援」の「場の充実」の範囲について、再度事務局にて検討していただきたいと思います。